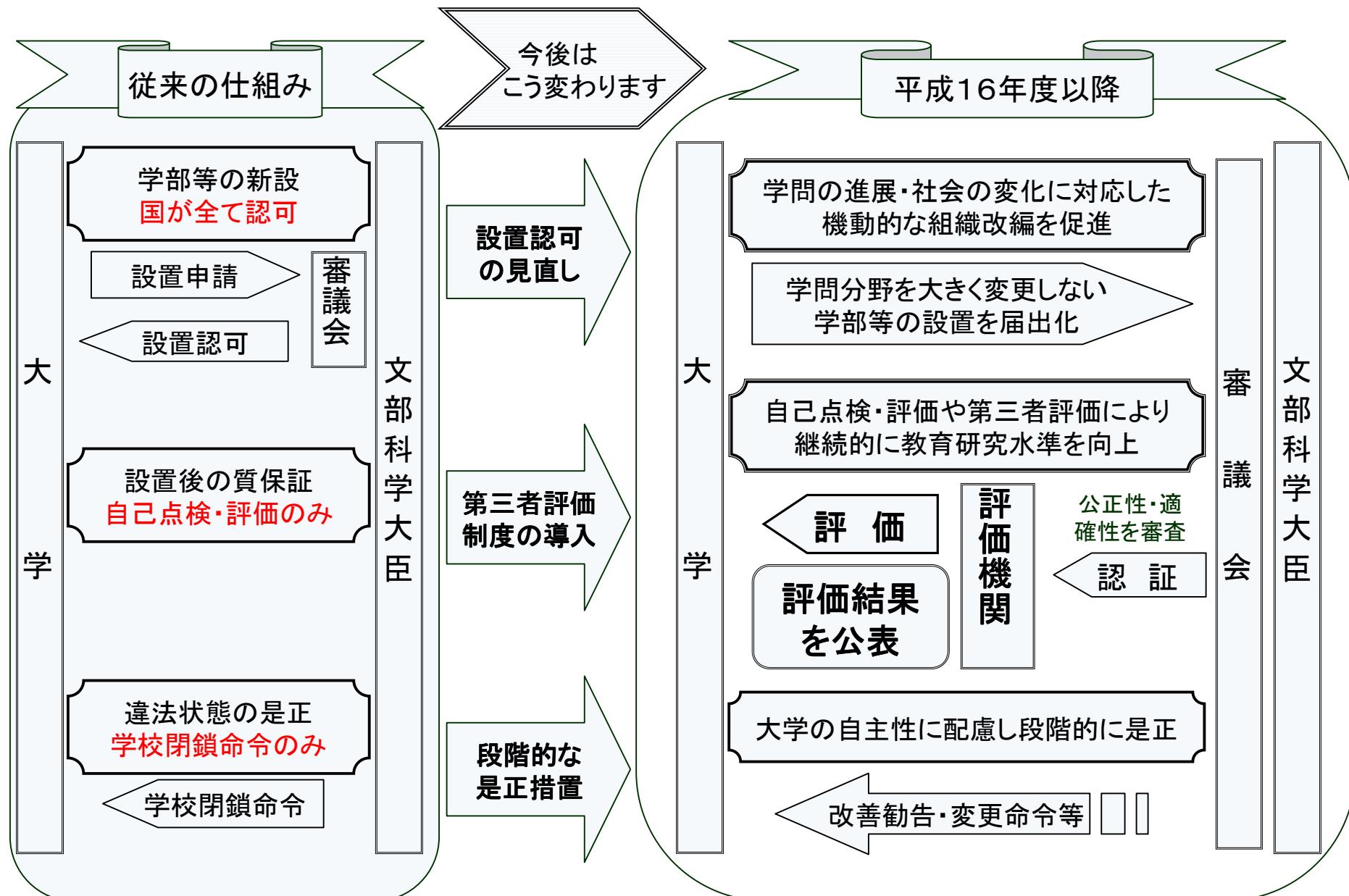


大学評価・学位授与機構が実施する 法科大学院認証評価について

法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

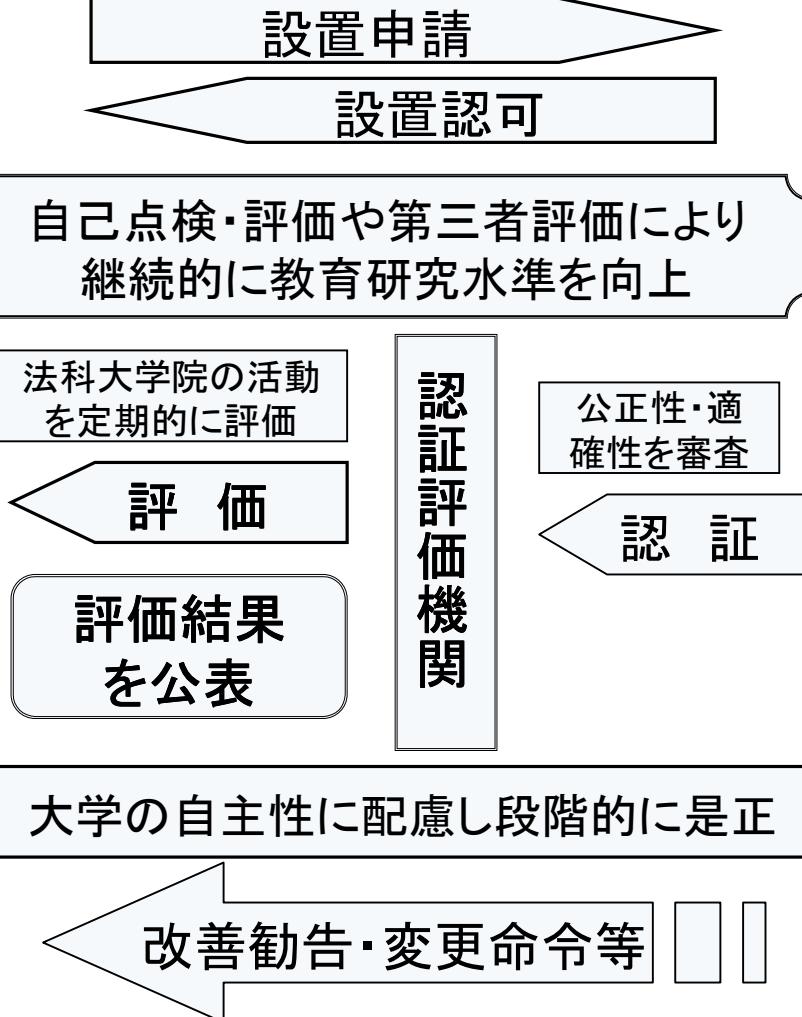
独立行政法人大学評価・学位授与機構

大学の質の新たな保証システムの構築



法科大学院の設置と評価

法科大学院



文部科学大臣
審議会

法科大学院認証評価の目的

- 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をする。
- 評価結果を各法科大学院にフィードバックすることにより、各法科大学院の教育活動等の改善に役立てる。
- 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、法科大学院の教育活動等の状況を明らかにし、それを社会に示す。

法科大学院認証評価の基本の方針

- 評価基準に基づく適格認定評価
- 教育活動を中心とした評価
- 各法科大学院の個性の伸長に資する評価
- 自己評価に基づく評価
- ピア・レビューを中心とした評価
- 透明性の高い開かれた評価

評価の実施体制

- 法科大学院認証評価委員会：法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者から構成される。
- 評価部会：評価委員会の下に設置され、評価対象機関を分担して書面調査および訪問調査を実施し、評価報告書原案を作成する。
- 運営連絡会議：各評価部会間における横断的な事項の審議、評価部会がとりまとめる評価報告書原案の調整及び評価基準、評価方法その他評価に必要な事項に関する改善案を評価委員会に提案する。

評価基準の構成

- 章: 1～10の章があり、それぞれ複数の基準から構成されている。基準ごとの分析・判断の結果に基づき、当該法科大学院の目的を踏まえて、「優れた点及び改善を要する点等」として記述する。さらに、章ごとに、4段階で水準を判断する。
- 基準: 54の基準があり、基準ごとに、それを満たしているかどうかの判断を行う。評価基準に適合していると認められるためには、全ての基準が満たされていなければならない。
- 解釈指針: 各基準に関する細則、並びに各基準に係る説明及び例示を規定したもの。その内容により、①満たされていることが求められるもの(必須)、②それに関わる措置が講じられていることが求められるもの(要措置)、③それが実施されていれば評価において「優れている」と判断されるもの(希望)に分類される。

「適格」と認定されるためには

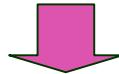
- ・ 全ての基準が満たされていなければならない。
- ・ 細則のうち、必須及び要措置に分類される解釈指針が満たされていなければならない。

平成17年度法科大学院認証評価(予備評価)スケジュール

対象法科大学院の自己評価担当者等に対する研修の実施(3月)



予備評価の受付〆切り(3月末)



自己評価書の提出(7月29日)



機構における評価の実施(8月～翌年1月)

訪問調査
10月～11月



評価結果案の通知(1月末)



意見の申立て(2月)



評価結果の確定(3月)



当該法科大学院を置く
大学に通知

自己評価の実施

評価の種類

- **本評価**:書面調査及び訪問調査により実施する。書面調査は、当該法科大学院が作成する自己評価書の分析等により実施する。訪問調査は、評価担当者が当該法科大学院を訪問し、書面調査では確認することができない内容等を中心に調査を実施する。
- **追評価**:適格認定を受けられなかった法科大学院は、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができる。
- **予備評価**:法科大学院の開設後、初年度入学者の修了以前の段階で、関係者の評価に対する理解と習熟を高め、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために実施する。予備評価は、原則として本評価と同様に実施する。

予備評価の目的

- 法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高める。
- 本評価に先立って教育活動等の改善に資する。

予備評価の内容

- 本評価と原則的に同様に実施する。
- 学年進行中であるため、完全には評価できない基準は、その現状や計画の状況を記述する。
- 適格認定を行うものではない。
- 文部科学大臣への報告及び社会への公表を行うものではない。(ただし、独立行政法人等情報公開法の関連あり)

予備評価と本評価の実施年度

平成16年度開設校の場合

予備評価 17年度 又は 18年度

本評価 19年度 又は 20年度